

中央防災会議 防災対策推進検討会議
首都直下地震対策検討ワーキンググループ
第 18 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策推進検討会議
首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第18回）
議事次第

日 時：平成25年11月29日（金）10:00～11:53

場 所：合同庁舎5号館防災A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・政府業務継続計画の検討状況について
- ・被害想定等の作業状況について
- ・最終報告（原案）について
- ・その他

3. 閉 会

開 会

○藤山（事務局） それでは、ただいまから「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」第 18 回会合を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。
会議の開催に当たりまして、古屋防災担当大臣から御挨拶いたします。

古屋大臣挨拶

○古屋大臣 皆さんおはようございます。連日ありがとうございます。

いよいよ最終報告の取りまとめに向けた議論も大詰めに来ております。

前回のワーキンググループでは、今後 30 年以内に 70%の確率で発生する可能性があると言われているマグニチュード 7 クラスの直下型の地震と、今後 100 年間は発生が見込まれない大正型関東地震の取り扱いについて御意見を頂戴いたしました。

そもそも私たちが被害想定を行う目的は、国民に対していたずらに危機感をあおるということではなくて、いかにして国民の生命を守るか、被害を減らすか、その対策について検討することにあるわけであります。

さまざまな被害の様相について取り上げることも大事ではありますが、防災対策を着実に進めていくためには、まずは切迫性の高いマグニチュード 7 クラス直下型の地震に対して、しっかりとした対策を講じていくことが最優先の課題であると認識しているところであります。

今国会に上程されておりました首都直下地震対策特別措置法につきましても、去る 11 月 22 日に成立をし、本日交付をされました。法律の施行に当たりましては、本ワーキンググループの最終報告は、その取り組みの方向性を示すものと期待をいたしております。

昨年 4 月の第 1 回ワーキンググループの開催から 18 回を数えてまいりましたが、できれば本日と次のワーキンググループで最終報告の取りまとめをしていただきたいと思いますと考えております。

本日も活発な御意見を賜りますように、お願いを申し上げます。

以上です。

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。

本日、御都合により御欠席される●●の代理として、東京都総合防災部企画調整担当部長の●●様。●●の代理として、株式会社ローソンの●●様。●●の代理として、横浜市危機管理監の●●様にそれぞれ御出席いただいております。

なお、本日は●●、●●、●●、●●、●●は御都合により御欠席となっております。

お手元に配付しております資料ですけれども、議事次第の下に書いてございますが、座

席表、議事次第、委員名簿のほかに非公開資料が1～3、参考資料が1枚ございます。議事の途中でもし不足等ございましたら、お申し出ください。

議事に入ります前に、議事概要、議事録及び配付資料の公開について確認をいたします。

議事概要は会議終了後、速やかに発言者を伏せた形で公表することとし、また、詳細な議事録につきましても発言者を伏せた形で作成し、委員の皆様にご確認をいただいた上で本ワーキンググループの終了後1年を経過した後、公表することとしております。

以降の進行を●●にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ ●● ただいま大臣からも御挨拶がございましたが、本日と次回、この2回で最終的な取りまとめをしたいと思っておりますので、今日も活発な御意見をどうぞお寄せいただきたいと思います。

それでは、議事に入りますが、まず政府業務継続計画の検討状況について、事務局から資料を説明していただきまして、あとは意見交換をしたいと思っております。

では、資料の説明をお願いします。

資料説明

○笹川参事官 私は防災計画を担当しております笹川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の非公開資料1で、政府業務継続計画案につきまして御説明いたします。

まず、政府BCPの意義でございますけれども、首都直下地震が発生した際に政府が機能を継続すること、すなわち業務継続することによりましてダメージは小さくなるわけでございます。そういう意味で極めて重要なものだと考えております。

経緯につきまして振り返りますと、平成19年に中央省庁のBCPの策定につきまして内閣府がガイドラインをつくりまして、各省庁においてBCPの策定を進めてきたわけでございます。現段階におきましてほとんどの省庁におきましてBCPは策定済みでございます。しかしながら、省庁間によりまして内容に不整合がある、もしくは不十分だということもございまして、今回、政府全体の業務継続の方針、また、各省横断的なものを定めるものとして政府の業務継続計画を策定するものでございます。

1 ページ、まず本計画の構成でございますが、大きく4つの柱でございます。

1 番目が総則ということで、目的等の基本的な事項を定めております。

2 番目でございますけれども、実際に首都直下地震が発生した場合の対応手順ということでございます。

3 番目の柱は業務継続の備えということで、事前の準備のことを書いてございます。

4 番目が今後の検討課題。

順を追って説明いたします。まず総則の部分でございますけれども、目的は大きく2つございまして、首都中枢機能を維持すること、また、国民生活、国民経済に及ぼす影響を

最小化することです。

各省庁の業務継続計画との関係でございますけれども、中央省庁はこの政府 BCP に基づきまして業務継続計画、現在作成されておるわけでございますが、改めて改定していただくこととなります。

被害想定でございますけれども、本ワーキングにおきましていろいろ検討していただいておりますが、基本は本ワーキングでの被害想定をベースといたしますけれども、ただ、政府といたしましてはどのような事態でも業務継続を図っていくことが必要だということでございます。被害想定の中でも特に不確実性が高い項目につきましては、より過酷な被害想定、要素を想定しています。

具体的には電気、電話、水道の関係は1週間程度途絶えるということ。また、下水道の不調については1カ月程度継続すること。地下鉄については1週間、JR 及び私鉄については1カ月運行停止するという。道路啓開についても1週間を要するという。また、官邸、庁舎につきましても一部使用不能となることを想定しております。

2 ページ、発災時における対応でございますけれども、まず1 番目でございますが、迅速な初動体制の確立ということで、発災直後から情報の収集分析を行う初動体制を迅速に確立するということでございます。

次に、非常時の優先業務の実施でございますけれども、発災直後から政府必須機能に該当する非常時優先業務を実施するということございまして、政府必須機能といたしまして大きく6 つ考えてございまして、内閣機能というものと被災地域の対応、金融経済の安定、さらに国民生活基盤の維持、防衛及び公共の安全等の維持、外交処理、その6 つを考えてございます。

具体的な非常時優先業務につきましては、後ほどまた説明させていただきたいと思っております。

特にその中でも被災地域の対応以外の業務につきましては、中央省庁の権限を緊急的に地方支分部局に委任することによりまして、中央省庁はその関与が必要な業務に専念できるような形にしたいと考えております。

情報発信でございますけれども、社会不安を解消して国民の理解、協力を確保する。また、我が国の経済の信用を維持するために、国内外に向けまして的確に情報を発信するということでございます。

4 番目でございますけれども、職員及び庁舎のあっせんでございますが、ある意味リソースの再配分ということでございますけれども、原則は各省庁が所管の業務を自分たちの職員、庁舎で賄っていくことが原則でございますが、ただ、過不足が生じるという事態もございまして、各省庁において職員が不足する場合もしくは庁舎が使用できない場合には、省庁横断的に職員や庁舎のあっせんを内閣府が実施することによりまして、政府全体としての重要な業務のリソースの最適配分が図られるようにしていきたいと考えております。

5 番目でございますが、代替拠点への移転でございますけれども、総理大臣官邸が使用できない場合には、内閣府の 5 号館、来年度に 8 号館になりますが、防衛省、立川の防災基地の順に移転して体制を整備したい。また、官邸の機能が回復した場合には速やかに官邸に戻るということでございます。この順序につきましては現在、緊急対策本部の順序が定められておりますけれども、それと同様でございます。

3 ページ、具体的な非常時優先業務をどのように考えるかということでございますが、この表は政府の必須機能を縦軸 6 つに分けまして、さらに時系列的に発災直後から 3 日目と、3 日目から 1 週間という区分けで整理しています。

内閣機能でございますけれども、情報の収集・分析、重要政策の方針決定、総合調整等の実施、また、国内外への情報発信というものを、これは時期にかかわらず継続していくということでございます。

次に、被災地域の対応でございますけれども、まず発災直後から 3 日目でございますが、救助・救急、医療、消火活動もしくは避難者等の避難収容等の被災者の生命、身体の安全確保を最優先で行うということでございます。また、被災地域において社会秩序の維持やライフラインの応急復旧等の混乱の回避というものを優先的に進めるということでございます。

3 日目以降でございますけれども、被災者の生活再建支援ということで、広域避難の支援とか応急仮設住宅の建設支援を優先的に行うと考えております。また、被災地域におきましては地域の食料、飲料水等の物資の供給・確保とか、保健衛生等々を行うことによりまして、秩序を回復していきたいと考えております。

3 番目の金融・経済の安定でございますけれども、金融システムの信頼というものは喪失してはいけないということでございまして、金融機能につきましては決済機能もしくは証券市場の確保、外為相場云々につきましては、中断することなく継続させるために、これは期間にかかわらずやっていくということでございます。特に首都直下地震によりまして被災地域の経済活動が停滞して、需要物資が不足したり価格が高騰したりするような異常事態が生じますので、被災地域外におきまして電力供給の増強を図ったり、需要物資の増産等の要請を行うことによって異常な事態に対処していくということでございます。これにつきましては、3 日目以降はより広域長期化を回避するための代替措置を支援するというところをございまして、サプライチェーンの再構築を支援していく、もしくは物流、商流の再編を支援していくことになるかと思っております。

4 番目の国民生活基盤でございますけれども、特に被災地域に災害対応要員が派遣されまして、逆に被災地域外では体制が手薄になっている中で業務体制を再編しまして、国民生活の関連性の高い公共サービス、具体的には消防救急体制とか医療体制等を被災地域外でも継続していくということでございます。

5 番目は防衛関係でございますが、特に首都直下地震におきましては秩序混乱に乗じた武力攻撃、犯罪等が発生するおそれがございますので、その中でも防衛・警備もしくは

は暴動等の鎮圧、テロ防止等によりまして、我が国の安全保障の確保、国民の生命・身体の保護を継続して行うということでございます。

最後、外交処理でございますけれども、これも首都直下地震によりまして平時に増して外国政府との連携協力が必要となるということでございますので、良好な外交関係、また、在外邦人の権利等の保護を継続していくということでございます。

4 ページ、3 つ目の柱もしくは4 つ目の柱の平時からの備えでございますが、これにつきましては各省庁のBCPにおいてちゃんと定めていただくということでございますが、まずは非常時優先業務というものを、先ほど説明しました本計画で定める非常時優先業務を含む形で、各省庁の業務継続計画の中で定めていただくということでございます。ただ、その場合には何でもかんでも非常時優先業務にするということではなくて、参集可能な職員数を計算していただきまして、その範囲で非常時優先業務をちゃんと絞っていただくということでございます。

この非常時優先業務というものを、特に先ほど被害想定ではライフラインが1週間程度途絶えるという前提でございますので、1週間、外部から庁舎に補給なしに、ある意味では籠城しまして交代でこのような非常時優先業務を実施できる体制を目指すということでございます。

大きくは人的なものとの物的なものに分けて書いてございます。

まず人的な執行体制でございますけれども、まずは社会全体の業務体制の構築ということで、政府においては内閣府、内閣官房を中心に連携体制を構築する。また、地方公共団体や指定公共機関、民間事業者との連携も図っていくということでございます。職務代行者ということでございまして、幹部職員の不在に備えまして、あらかじめ職務代行の順位を定めるということ。権限委任でございますけれども、首都直下地震発生時に大臣の権限を緊急的に地方支分部局に委任できるように措置したいと考えております。参集要員の確保でございますけれども、職員数をあらかじめ調査いたしまして、交代要員を勘案し、非常時優先業務を担当する参集要員を確保していくこととなります。

右側になりますが、執務環境でございますけれども、庁舎の耐震安全化を図るということと、電力については非常電源を設置しまして燃料を1週間程度確保する。また、情報・通信システムについてもバックアップを確保するという。物資の備蓄でございますけれども、非常時優先業務を担当する参集要員については1週間確保する。また、勤務時間中に首都直下地震が発生するおそれがございますので、その場合には発生してからすぐ職員を帰すということではなくて、一定期間、職員が庁舎に在留することも想定しまして、参集要員以外についても3日分の備蓄を確保するというところでございます。代替拠点については立川までは決まっておりますけれども、東京圏外の代替拠点のあり方につきましては今後の検討課題と考えています。

これらについてPDCAで回していきまして、有識者会議で各省庁のBCPを評価することによりまして、よりよいものにしていくと考えております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

審 議

○ ●● それでは、一旦ここで区切りまして意見交換を行いたいと思います。

御発言のある方、どうぞよろしく申し上げます。

まず●●、お願いします。

○ ●● 今の御説明で4ページなのですけれども、疑問に思って御質問するのですが、非常時優先業務のところ、参集可能な職員数の範囲で非常時優先業務を絞ると書いていますが、本来的には非常時優先業務を絞ってから必要な職員数を確保するという手をとっていくのが本来ではないかと思うのです。職員の数何人いるから非常時優先業務を決めるというのは主客転倒な話で、政府として非常時優先業務は何が必要なのか。そのための職員をどういうふう確保すればいいかというのが本来のBCPであって、そういう順番でやるというのが1つ大きなポイントではないかと思います。もしほかの考え方があるのであれば教えていただきたいというのが1つ。

それから、執務環境のところなのですが、これに対してやはりもっとペーパーレス化を進めるということをやっけていきませんか、在宅勤務もできませんし、情報そのものの担保もできないということで、ぜひペーパーレス化、それに伴う在宅勤務、場合によっては人事、業務システムの改革といったところにまで踏み込んでいただければと思います。

以上、2点です。

○ ●● 今の点は重要な御指摘であります、これについてどう考えるか、事務局のほうからお願いします。

○ 笹川参事官 1点目でございますけれども、おっしゃることはごもっともな部分でございます、本来であれば、まず何が非常時に優先する業務なのか。そのために必要な職員であれば、その職員を確保するための施策の措置を講じていくという手順だろうと思っております。それが原則だろうと思っておりますが、一方で過渡的なことかもしれないのですけれども、なかなか職員数の確保が実際には確保するためには近傍の宿舎に入ってもらおうとかいうような措置を講じていかなければならないわけですが、時間的に多少のタイムラグが生じることがあろうかと思っております、そういう場合に参集できる職員の割には非常時優先業務を幅広くしてしまうような事態も生じますので、ある意味では過渡的に参集できる要因に限られる中では、非常時優先業務というものを一方で絞っていかなければならないということございまして、繰り返しになりますが、本来は非常時優先業務があつて、参集要員をどう確保するかというのが原則だろうというのは御指摘のとおりだと思っております。

○ 日原政策統括官 補足させていただきますけれども、端的に言うと中央省庁の業務で非常時優先業務がどこまでの範囲かという絞り込みというのは、アプライオリに決まるという

よりは、人間に合わせて決める部分があって、各省のこれまでつくっている非常時優先業務を見ていると、とてもそんなにこなせる人が集まるはずがないという実態になっているのです。

今回これをあえて入れたのは、内閣府で一定の基準を示して、参集にはこれぐらいしか集まらないはずだということを先に示すことによって、各省の非常時優先業務の絞り込みをきちんとやっていただくという狙いです。やった挙げ句、とてもそれでは仕事が回らないということになれば、それは先ほど言ったように要員をもっと都心に集めるとか、極論すればあっせんをするとか、そういうこともあり得るということでございます。

○ ●● 企業がBCPをつくるときには結果事象型で、例えば社員が50%しか出社できないとき、30%、10%、0%という形にして各々業務をそれにリンクさせるのです。そういうような何らかの形の要するに式といいますか、そういうものをつくっていくことが非常に重要だと思うのです。そうしませんと、これが御旗になって人がいないからできないということがないようにぜひお願いしたい。

○ ●● 今の関係で言うと、書き方で参集可能な職員数の範囲で非常時優先業務を絞ると、ただこれだけ書いてあると非常に不安な感じがします。だから今お話があったように、例えば職員の何パーセントとか、数字でやるのかどうかですけれども、この人たちはこの数が集まった場合にはこれをこういうふうに優先して行うとか、もっと少ない20%の場合にはこの業務だとか、何かそういう書き方をするともっと安心をするのではないか。

○日原政策統括官 それも中では議論していたのですけれども、本当に50%とか20%とか言っても、そもそも相場観がどれだけあるかというのもあって、物理的に何人なら集まれそうかということをもっときちんと把握しよう。それをベースにつくってみて、その次のことはその次の段階でPDCAの中で見直していこうと考えておりますので、書き方は工夫したいと思います。

○ ●● 私のところの訓練でも何人集まれるかというのは本当にやってみないと、正直な実力がでてこないわけです。だから今、統括官がおっしゃった、各省がそれにしても体裁が格好悪いから余り集まれる数が少ないから、参集可能な職員数を水ぶくれで、実力を過大に見せておいて、これだけはやりますよみたいなことは決してないように、そこを相手の実力を見抜くような形でやってもらいたいと思うのです。このところは。今ので大体よろしいですか。

それから、ペーパーレス化は特にコメントがありませんでしたが、これは必ずやってもらわないといけないなと思います。

●●、お願いします。

○ ●● ただいまのこととも若干関連するのですけれども、3ページ、4ページですが、まず3ページの整理の表の横の時間軸の持つ意味なのですからけれども、これはこういうオペレーションがこの時間に、オペレーションを行う目標時間なのか、多分そういうことで書かれていると思うのですけれども、そうしますと対応を実現していく、やっていく目標時

間に対して、それに対する準備が必要なわけです。どの程度の被災になるかということもありますし、人がどれぐらい集まるかということもあります。そのリードタイムを考えますと、着手時間というものが多分、内部のBCPとしては重要で、いつごろからどの業務に着手しないと、この目標とする時間にオペレーションできない。そのときに何人、人が必要なのかというのが多分、一般の方式で、それをどちら側から解いていくかという話が先ほどの人なのか、オペレーションなのかということになると思うのです。

ですから、目標時間と、それを行うためのリードタイム、そして、いつ着手しなければいけないのかという整理をぜひ継続計画を検討する中ではやっていただくことが必要だと思っています。

2点目は4ページのほうの参集可能な職員の範囲内で非常時優先業務を絞るのではなくて、優先順位をつけるということだと思うのです。順次、人が集まってきますから、優先順位の高いほうからやっていくということになるのだらうと思いますが、そのときの優先業務、優先順位というものは、これまでは実は各省庁の業務継続計画しかありませんので、各省庁が自分の業務の中で優先順位をつけてきているのですけれども、これは政府のBCPですので、まさに政府として優先順位をつける。ですから、ある省庁は優先順位、カテゴリ1というものを業務がゼロということだあってあり得るんだということでの全てのリソースを運用するという発想が必要になってくるのではないかと思います。

3点目、これは1ページの被害想定というところですが、被害想定1番目、これは商用電話回線の不通となっていますが、いわゆる情報環境というのがどれぐらい支障が出るのかということが、ペーパーレス化も含めて非常に重要になってくると思うのです。いわゆる音声での通信みたいなイメージでは多分ないのだらうと思うのですけれども、そこをどういうふうに設定されるのかという、情報の被害状況、支障状況をどう設定されるのかということが非常に重要ななと思います。

もう一点、上水道の断水は1週間ですが、その次に下水道の支障が1カ月ということは、実質問題としては1カ月間は余り水は使えない。じゃぶじゃぶ流すということはどこかで内水氾濫とかマンホールからの噴き出しをいっぱい起こすことになりますので、そのあたりの上水、下水というのは一連のものであるということをお前提にしておく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○ ●● ありがとうございました。

今の点では何か。

○ 笹川参事官 1点目のリードタイムとか目標設定云々については、御意見を踏まえて考えたいと思います。

2点目の非常時優先業務の優先順位をつけるべきではないかという話なのですが、政府BCPの中では3ページ目の非常時優先業務というのは、政府としてこれは必須業務だと思っていまして、各省庁においては、この業務がまずは各省庁のBCPにおいて入れるこ

とは必須だと考えております。そういう意味で各省庁のBCPの中では、この業務は非常時優先業務として入る。ただ、これ以外でも各省庁のBCPは各省庁の判断で入るものはあると思っております。そういう意味で政府としては3ページのもの是最も優先度が高いものだと考えております。

1ページ目の被害想定につきましては、情報通信の部分については考えたいと思います。下水道の部分については1カ月ということで期間が長うございますので、この部分については備蓄として簡易トイレを備蓄するというのと、ただ、その備蓄も限界がございますので、仮設トイレを何らか確保するというので1カ月間しのげるような体制を考えたいと考えております。

○ ●● 今のはいずれにしても3ページについての4ページの表現はよく考えておいてください。確かに3ページが非常時優先業務なのだろうけれども、それを絞ると書いてあるので、その中からセレクトするものが出てくるわけです。だから今の説明とは少し違うと思うので、よく考えておいてください。

それでは、●●お願いします。

○ ●● 私も4ページの執務環境についてなのですが、現在、東京都の帰宅困難者の条例でも、備蓄1週間分というふうに一般企業に対して呼びかけておりまして、それと比較して政府が同じ1週間でもいいのかなと若干不安に思っております。なので、もちろんこれは予算もかかることですので、日数をふやすというのはたやすくもないことも重々承知はしておりますが、やはり10日分とか余裕を持っていたほうが、もし欠乏したときにそれを調達することにまた人員が割かれることがなくなるのかなと思っております。

また、庁舎の耐震安全化なのですが、庁舎の構造的被害よりも室内のキャビネットとかパソコンが落ちちるとか、そちらのほうが執務に影響を及ぼすのではないかという気もしてまして、やはり室内の什器を固定するとか、そういう耐震安全性の確保というものも別途明記しておいていただいたほうが、意識啓発につながるのではないかと考えております。

この備蓄や耐震安全化なのですが、やはり国民としては震が関は絶対に安全だというメッセージを出してもらうことがすごく安心につながると思うので、予算はかかるとは思いますが、思い切ってやっていただくほうがよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○ ●● ありがとうございます。

ほかにございますか。●●、お願いします。

○ ●● ここに書いてくれということではないのですけれども、非常時優先業務は言ってみれば情報が肝になっていると思うのです。そうしますと、どういうふうに情報を集めるかのルート、それから、どういうふうに発信するかというポイント、ここは輻輳してしまいますと混乱してしまいますので、その整理をしなければいけないなということ、情報発信も各省庁でばらばらにやってしまうとどこに行けばいいのかわからないですし、か

と言って内閣府1本にしてしまうと、そこに今度アクセスが集中してしまうと取れないということも考えられますので、そのところを頭に入れて各省庁と整理していただければと思います。

○ ●● ●●、どうぞ。

○ ●● 3ページの業務の中身にかかわることですけれども、東日本の対応で自治体間の支援というものが個別に行われたわけですが、首都直下地震というのは東日本のように長大に被災地が広がるというよりも、一点集中型の被災ということで、ただし、自治体数は相当あるのです。したがって、個別に自治体間の応援が勝手に動き出すということは多分、大きな混乱を生むだけになる可能性がありますので、ぜひとも自治体間の応援の相互調整みたいなことを国としてやるべきだろう。

これは南海トラフも同じだと思っています。南海トラフの場合は国全体のリソースをどううまく配分するかというより大きな課題があると思いますけれども、したがって、今、自治体間の応援協定その他に基づく協定体制づくりが個別に進んでいるのですが、それに任せておくとどううまくいくというふうには考えてはいけないのではないかと。そうしますと、災害直後の自治体への支援をどういうふうにするのかということも国としても考える。それが業務としては非常に重要になってくるのではないかとというのが1点です。それは②の被災地への対応の中の1つだと思います。

④の国民の生活基盤などの中に入っているのだと思うのですが、年金ですとか雇用保険、失業保険など、いわゆる日常生活のセーフティネットと言っている部分はまさに継続しないと、被災地にとっては非常に大きな負担を強いるといえますか、我慢を強いることになりますので、それも非常に重要な業務ではないか。どれぐらいなら待ってもらえるかによるのですが、リードタイムを考えるとかなり緊急に対応していかなければいけない課題ではないかと私は思います。

○ ●● ありがとうございます。

●●、どうぞ。

○ ●● ありがとうございます。

3ページに、③の金融・経済の安定のところにも電力供給の増強の要請とありますが、この電力供給の増強の要請を4番の国民の生活基盤のところにも書き込んでおいたほうがいいのではないかと思います。例えば情報通信、放送の維持を政府がやってくれたときに、受ける側の体制が整っていないと、電池がすぐ切れてしまうなど、いろいろなことなどが起こることが考えられます。そのときに情報をキャッチするための電力をどうやって確保するかが、生活の中ですごく重要になっていると思いますので、4番のほうにも電力が安定的に得られることを感じられる言葉として表記されたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ ●● それでは、御意見のほうは以上にいたしまして、事務局からまとめて今の段階でお答えできることがあればお願いします。

○藤山（事務局） 既に政府のBCPに対する御意見と、後段のこのワーキングとして首都直下地震に対してどう対峙するかの御意見が混在しているところもありますので、電力も含めまして後で被害の様相のところ御説明いたしますけれども、いただいた御意見はできる限り政府のBCPの中に反映させるということで承らせていただきたいと思います。

○ ●● 一度、今の御意見がありましたので、政府のBCPの内容について多分このワーキンググループで聞く機会はないと思いますので、今の点についてどう処理したか、後日、各委員にまた配っていただければと思います。

それでは、この項目についてはこの程度にいたしまして、続いて被害想定作業状況についてに移りたいと思います。

初めに、同じく事務局から資料を説明させていただきまして、あと意見交換といたします。

資料の説明をお願いいたします。

資料説明

○藤山（事務局） 順番が前後するのですが、まず非公開資料3-2をお手元に御用意ください。一番下にワーキンググループと書いてありますが、これは首都直下地震のモデル検討会の報告書を予定しております。これだけ会議後回収をさせていただきたいと思います。モデル検討会として地震のレポートがもっと分厚くいっぱいあるのですが、それをサマリーにしてもこれだけあります。

例えばですけれども、図表集の24ページをごらんください。これが前回御説明いたしましたさまざまな地震の時間の間隔、こんな形で起きていますという話。1枚めくっていただきまして26ページと27ページにさまざまな地震が検討されている。それを視覚的に見ましたものが28ページをごらんください。検討対象とするマグニチュード7クラスの地震で、モデル検討会にはこれだけさまざまな地震を検討していただいております。これを一つ一つ説明すればいいのですが、今日は割愛させていただきます。

それぞれについて震度分布、これはどこで起きるかわかりません。ということで、震度分布をそれぞれ見たものが29ページ目以降、ぱらぱらとめくっていただきますと、さまざまな地震においてこういう震度分布が想定されるということです。

その中で、首都中枢機能あるいは被害が主に最大になるであろうというものとして29ページ目に戻っていただいて、左側の都心南部直下地震というものを代表のものとしていろいろな検討をする材料にしたということで、この右側に書いてありますが、同じ縮尺にすればよかったのですが、これが2004年のときに対象としました東京湾北部地震の震度分布ということで、縮尺を大きくしますとほとんど同じくらいの大きさになると思っていただければと思います。これが前提となります地震の想定ということです。これはモデル検討会ということですので、このワーキングとして誤植がありますので、はっきりと

責任分担としてはモデル検討会のお仕事として出そうと思います。

これを基にしまして非公開資料 2-1 をお手元に用意ください。それと先ほど出していたいただきました非公開資料 3-3 の両方を見ていただきますと、非公開資料 3-3 の 4 ページをご覧くださいますと、前回ここを御説明したときに 2004 年の被害想定と何がどう違うのかよくわからないので、説明が不十分であるという御指摘を受けました。それで大きさの観点でいくと、非公開資料 3-3 の 4 ページの数値の違いの説明ですけれども、その大前提となるものを非公開資料 2-1 で説明したいと思います。

この表ですけれども、どういう見方をしているかというのと、2004 年が前回の震度分布の広がり。2013 年が今回の震度分布の広がりです。面積で見ますと一番上の合計の欄、1 都 3 県で震度 6 以上が 1.1 倍の広さ。ですから広がりとしては大体こういう感じだと。ただ、重心が多少ずれているところがありまして、東京都のところで見いただきますと、震度 6 以上のところが 1.3 倍になります。その内訳を見ていただきますと、震度 6 強のところが 1.4 倍、震度 6 弱のところが 1.2 倍で、5 強のところは逆に 0.7 倍ということで、震度分布で見るとこういうずれが生じる。ですからもう一度言いますと、全体の総枠で見ますと 1 割増しくらいなのですけれども、場所によってこういうばらつきが出てくるということでございます。

2 ページ、その震度分布上にどれだけの建物と人口が存在するかというものを表でまとめてみました。これは震度階別に書いてありまして読みづらいのですけれども、わかりやすくするために東京都の部分だけを抜き出したものを太字で書いてございますが、震度 6 弱以上のところが上の段、2004 年のものが 213 万 7,000 棟。そのうち都区部が 163 万 4,000 棟。1 都 3 県プラスアルファ、その他山梨、茨城と入っていますけれども、それを合せますと 590 万棟という数字になります。

これが今回の震度分布で見ますと、東京都部で見ますと 247 万 5,000 棟で約 15% 増となります。ただし、都区部は 163 万 4,000 で変わりありません。これまた御説明いたします。合計が 670 万と、これは 13% 増になります。要するに 6 弱以上の部分は多少強めの 10% 増くらいで出ているということです。都区部が 163 万 4,000 となぜ変わらないのかというのと、前回の東京湾北部でも 23 区内は全て 6 弱以上になっておりますので、今回も 6 弱以上で全てが変わりません。ただ、重心が 6 弱から 6 強に移っておりまして、6 強の部分が増幅して、6 弱の部分が減っているという内訳になっております。ですから被害想定自体は面積的には同じなのですけれども、特に建物につきましては 6 強になりますと被害率は極端に上がってまいりますので、大きくなる可能性があるというのが定性的な感覚だと思っていただければ結構かと思えます。

3 ページ目の人口にいたしましても、形としてはほとんど同じような形でほぼ 10%、15% という部類に入ります。

4 ページ、前回の想定との比較ができないのかという話で、実は非常に問題がありますのが、もととなります建物のデータなのですけれども、下の段の参考に書いてございます

ものが、固定資産の価格の概要調書で、非木造、木造の年代別の情報がとれるのはこれしかないというのが現状でありまして、実は古い統計であればあるほどなのですけれども、棟数と戸数が混在化しております。合計を見ていただきますとわかるのですが、下の段の木造のところは平成16年が640万戸、23年で670万戸程度になっています。非木造が古い情報が365万戸、現在が230万戸、ですから非木造が減っていることはあり得ないので、統計上こういう形になってしまっているということで、それは市町村単位で積み上がってきたものの報告の段階でこういうデータが潜り込んでしまっているということで、単純な比較ができないということになります。

ただ、耐震化の状況を個別のバランスで見えていただきますと、木造のところの16年度の括弧書きのバランスを見ていただきますと、旧築年が12%、新築年が51%となっております。右側を見ていただきますと新築年が63%という形で、この7～8年でこれだけ新築年の比率が上がっているということで、全体のバランスで見えていただきますと当然耐震化というのは進んでいることが言えるかと思えます。

上の表は、こういう不確かなといいますか、混在している情報なのですけれども、それを前提として今回の震度分布で改めて被害の状況がどうなるのかという、建物の倒壊を架空ですけれども、計算してみますと、17万5,000棟というものが28万棟という形になってしましますが、これは全く意味のない数字ですけれども、要するに単純にこの統計データを使うと、こうなってしまうということでございます。

どう考えればいいのかということにつきましては、数字では明確にあらわせないのですけれども、先ほどの流れでいきますと建物の数が震度分布の違いで約15%増加する。東京都の都区部は163万4,000棟で変化がないわけですけれども、もともと6弱から6強になることによって増えますということが言えるものですから、極端な話、17万棟が今、ふえるということを考えますと、旧築年のものが全体の30%、その被害率が約20%と仮定すると、それだけで4万棟くらい被災がふえる可能性があるということで、この17万に対してさかのぼりますと二十数万棟が被災するのではないかと。過去の時点に戻りますと、説明が難しいですけれども、そういう状況になります。

その他の違いにつきましても6ページ目以降に書いておきましたが、簡単に説明させていただきますと、火災による焼失棟数につきましては前回も御説明しましたけれども、15メートルのケースで3メートルのケースで計算した後、計数化して推算をしているということで、前回も非常にラフな計算をしておりましたが、今回は8メートルのケースをシミュレーションで行いましたということでございます。一般的にはこの数表だけを見ますと15メートルが8メートルになったから減ったのではないかと考えられますけれども、そうではありませんということでございます。

あと、風については2日間の延焼を考えて最大風速というものを設定して考えたということでございます。

火災による死者なのですけれども、非常に大きな数字をバンドで掲げております。これ

は火災の専門家の先生方にお伺いしたところ、火災による焼死者の推定というのは1つの推定を出すことは困難である。これは極端な話、10倍にも数十倍にも想定されるということで、逃げまどいというものを考えた場合には、前回の想定は地震火災だけではなく大火による死者も含めて計算しておるのですけれども、今回は逃げまどいということに着目いたしまして、関東大震災と飛び火で大火に至った函館大火のケースのデータを使いまして、それで幅を持たせて逃げまどいが生じたケースとそうでないケースとして2つのケースを掲げております。これにつきましては詳細な説明資料を作成したいと思います。

お手元に会議後回収資料という形で1枚紙をお配りしております。これが俗に言う経済的な被害はどのぐらいの大きさになるのか。最終的には経済被害の想定としてレポートの中にどういう数字を書き込むかということになりますけれども、これをざっと見ていただきますと、今回試算と書いてございますが、都心南部のものが民間部門の直接被害で約42兆円。大正関東のクラスでいきますと約78兆円となります。経済被害のところでは上の表の下から2段目、生産・サービス低下に起因するものとして、都心南部として47兆円、大正関東として69兆円、足し算をしますとトータルで95兆円、157兆円という数字が出てまいります。

前回の東京湾北部地震がその右側に105兆円と書いてございます。昨年世間をにぎわせてしまいました南海トラフの巨大地震の基本ケースと陸側ケースと書いてございますが、一般的には220兆円と世の中に出回っておりますけれども、これが214兆円という数字。ここが横並びの数字でございます。

こういうものが算出されておまして、特徴的なものが生産・サービス低下に起因するものとして、これが生産関数というものをを用いているのですけれども、就業する方々の人数、事業所がどの程度事業の継続をストップするかということで、その中で例えば電力の影響その他、しばらく就業者が働けない状況が続くだろうということ。それと、首都中枢機能を計数化しておりますので、それが効いてくるということで、他の地震に比べて間接的な生産・サービスの低下による影響が大きな割合で出ております。こういう数字が出るのですけれども、これまた御相談といえますか、今日御意見をいただきたいのは、実は前回までも御説明したように、当面の防災対策の対象というのは都心南部直下型の地震の類のものをターゲットにすべきだというメッセージがあるわけですけれども、この大正関東型というのは今後100年程度発生がほとんど考えられないという事柄を考えた場合に、出し方としてどういうふうな御説明をしたらよろしいかという事柄について御意見があればいただきたい。

事務局といたしましては、当然中心的に御説明するのは、こちらのマグニチュード7クラスのものが私どもの対象ですよという形で出したいのですけれども、報道機関の方々は2つ並べて出しますと、どうしても大きいほうの数字を出して独り歩きするということもございますので、最終的には政府内部でもいろいろ考えてみたいと思いますが、ワーキングとしての御意見をいただければと思っております。

最後の御説明になりますが、非公開資料3-4-1と3-4-2がベースになります個別の各分野の被害の様相になります。先ほど例えば御議論のあった3-4-1の23ページをご覧ください。ここに電力のことが書いてあります。例えば電力ですと全体の供給能力が夏場のピーク需要に対して瞬時的に5割程度に低下する。これは湾岸の火力発電所が点検あるいは停止するという事で考えております。ただ、復旧には時間がかかります。需要と供給の関係で、その後の通電の再開というパーセントが決まってきますけれども、これはなかなか予測が難しいというところがありますので、それは需要も減りますので、需要が減った段階でどこまで賄い切れるかというところで、まず大事なところからと言ったら語弊がありますが、病院だとか首都中枢機能あるいはデータセンターなどを中心に復活するという枠組みを、最初から用意してもらう必要があるのかなということが本文のほうには書いてありますが、ここは淡々と、今のまま放っておくとこんな感じの被害の時系列の様相になりますという書き方になっています。

2枚めくっていただきまして27ページ目には通信が書いてございます。ここは固定電話、携帯電話、あるいは1枚めくっていただきますとインターネット等が書いてございます。先ほど音声通話のことだけが書いてございましたけれども、例えば携帯のメールですと9割方、8割方使用可能ですけれども、遅配が生じるので危機管理上は使えなくなる可能性が問題として生じます。あと、停電が長引いてきますとそれぞれの機関の非常用電源が枯渇しますと、インターネットも9割方といいますか、8割方、9割方物理的には使えるのですが、むしろサーバーのほうダウンしてしまうと継続が不可能になるということで、電力の影響が通信にも影響してくるということを書いております。そういう非常に細かい被害の様相を、各事業を所管しております団体と相談しながらこういう被害の様相を書いております。これが前提となります。

あちこち資料が飛びましたけれども、こういう形で資料をまとめております。最終的にはモデル検討会はこのファイナライズしまして、公表の段になったときにモデル検討会としてこういう実施を考えております。ワーキングとしてこれを受けて前回、前々回御議論いただきました7クラスの地震、それとマグニチュード8クラスの地震については、こういう考え方でいこうかというところで整理をさせていただければと。

前後しましたけれども、説明は以上でございます。

審 議

○ ●● ありがとうございました。

それでは、あれですね。特に回収資料にはなっていますが、先ほどお話があったようにM7を主たる対象にはしているのですが、マグニチュード8クラスのものについての扱いを、有識者会議としてどんなふうにメッセージを外に出したらいいかあたりは少し意見をもらいたいということですね。

○藤山（事務局） この報告書を受ける政府側としても、むやみに脅迫するのは絶対本意ではないところがありますので、この辺が非常に難しいところで、マスコミの方は大きな数字だけを捉えがちですね。

○ ●● この間あれでしたね。新聞に何かえらい大きな数字が。あれは何でしたっけ。

○藤山（事務局） ●●先生が個人的に研究された。

○ ●● えらいでかい数字でしたね。

○藤山（事務局） 200～300兆、7クラス。

○ ●● マグニチュード7だけれども、200～300兆。ただ、計算のあれが違うのですね。

○藤山（事務局） ざっくり2,600万人がこれくらいの影響を受けるところなのではないかというようなアプローチでの計算をなさいました。この被害の想定も一次的な生産関数の計算で出しておりまして、ですから前回御説明したように二次的に倒産が生じるだとか、海外に企業が流出するのではないかとか、そういう部分については数量化が難しいので入っておりません。ですから、言い方によっては当然そこまで仮に数量化できれば大きくなるのは、当然と言えば当然ということでございます。

○ ●● それでは事務局から今、流々説明がありました被害想定のとどこまでをどういうメッセージで送るかといったあたりは非常に重要な問題だと思いますが、そのほかの各インフラ別のこういう整理の仕方についても説明がありましたので、全体お気づきになった点を御意見いただければと思います。質問等も受けつけますので、よろしくお願いします。

●●、どうぞ。

○ ●● 今のM7かM8クラスで出すのかという議論は、恐らく対策と1対1になるのではないかと思います。前回も耐震化率の問題を議論しましたね。今回これを出した後にM8クラスに耐えられる耐震化率の基準をもう一回見直して、それを対策として出していくのか、もしくは今のままのやり方にするかによって違いますね。対策がないのに単に出したら混乱するだけですから、そういう意味では住宅の耐震化率の問題、建物の耐震化率の問題、例えば延焼を防ぐための道路をきちんと計画道路をつくって延焼を防ぐようなことをやるのかやらないのか。そういった対策と裏腹にあるのではないかと思います。そういう意味で対策に対してどういう形に臨んでいくのかということに非常に依存しているので、1対1で出していくということがどこまで今、検討されているのかということによるのではないかと思います。

○ ●● ありがとうございます。

○藤山（事務局） 耐震化につきましては、今日時間があれなので御説明を省略しましたが、資料2-2に各分野でこれだけ目標を掲げて、確かに進捗はしております。

○ ●● 今、言ったのは、説明はしたのだけれども、ちゃんとM8クラスと1対1対応で。

○藤山（事務局） そこがM8クラスに対する耐震化、M7クラスの耐震化というよりは評価軸が違ってくるところがありまして、今の耐震基準に対して、6強に対して命を守るような、大破しないような建物にするというのが耐震化の考え方ですので、M7かM8かとい

うと、先ほど言いました6強の範囲、6弱の範囲が広がるかどうかということに対してということですので、耐震基準自体がバージョンアップさせるということは今、国土交通省の住宅部局でも考えています。

○ ●● だから、その広がっていることにちゃんと対応した対策で、M8クラスについてやるということ。

○藤山（事務局） それは今回のM7の被害想定は、あくまでこの地震が起きた場合は、ここでこういう数字になります。ただし、これは直下型地震ではどこでも起きる可能性があるわけですから、極端にしてオールジャパンになりますけれども、その全体の方々、それは8クラスで広がった場合のエリアも含めて耐震化を図ってくださいというメッセージになりますけれども、数量についてはそれをはじこうと思えばはじけますので、これは実際の先ほどの資料にもはじいてありますので、メッセージとしてどう伝えるか。だからマグニチュード8に対してどうのこうのというよりも、耐震化についてはあまねく建物については耐震化を進めてくださいというメッセージになるのではないかと私は思っております。

○ ●● 今のは聞くと、だからそれはマグニチュード8の地震を想定したときの対策を示しているのですよというふうに聞こえるのですが、それでいいのですか。

○田村（事務局） 基本的にはマグニチュード8であったとしても、阪神・淡路のときの震度7クラスに耐え得るかということが問題になってきます。震度7に対しては建物は倒壊しないけれども、要するに中にいる人の生命は確保できるが、建物そのものの資産価値というものは基本的に失われる可能性があるということを基本的な耐震基準としていますので、震度7のエリアあるいは震度6強のエリアが広がるということで、例えば震度8とか震度9みたいな架空の揺れが出てくるというようなことは、既往の地震動については観測されていないということで、阪神・淡路大震災クラスでも耐え得ることを確認した上で、基準が成立しているものでございます。

以上でございます。

○ ●● 広がりということなのですね。面的な広がりを。それは8とか9、マグニチュードで言うものではなくて、震度6強。

○田村（事務局） マグニチュードというのはどんどん大きくなりますけれども。

○ ●● 震度7までを今回は。

○田村（事務局） 震度7に対して、新耐震基準にあつては阪神・淡路大震災では相当程度被害が少なかったということを確認して、さきのマグニチュード9の東日本大震災でも、揺れによる被害というのは相当少なかったということで、東日本大震災の後にも建築基準法そのものの基準を見直したということとはございません。

○ ●● マグニチュード8でも一応出したとしても、一応の説明はつくということですか。

○藤山（事務局） 影響範囲が広がりますということです。

○ ●● わかりました。

ほかにありますか。●●、お願いします。

○ ●● 関連で、まさに御説明いただいたとおりで、マグニチュード8になると強く揺れるエリアが広がるので、結果として被害量がふえるというのはそのとおりだと思います。ただ、この検討会で耐震改修とか耐震補強の考え方を少し改めるといふか、補強したなどという話が出たのは、要するに1981年の前と後で切っているのですけれども、1982～1984年というのはもう30年前の話で、かなり建物の老朽化等も含めて一義的に切るのはいかかなものかということで、今回、被害想定も築年数を少し細かく見られたと思うのです。ということは、2000年以前あるいは95年以前、81年から95年以前に対する耐震診断とか、そうした今まで81年を基準に耐震改修促進ということをやってきたのですけれども、その年次を少し変えていくこともあるのではないかという議論があったと私は記憶しているのです。それによって結果的に建てかえが進むことになるのかもしれないけれども、耐震補強あるいは改修というようなことが、これから高齢化に伴うリフォームその他ありますので、そこで少し耐震補強みたいなことを新たな手段として考えていく。そういう政策の厚みを増すということがあり得るのではないかという議論があったのではないかと思います。

○ ●● ありがとうございます。

横浜市さん、お願いします。

○横浜市 対策とセットで考えるというのは、基本的にはそのとおりだと思うのですけれども、結論から言うと私は大正関東地震の数値もちゃんと出すべきだろう。つまりはせっかくここまで取り上げて、かつ、都心南部と大正型の地震とその頻度の違いとか整理をせっかくされたわけです。せっかく取り上げて整理されたわけですから、その規模というのはこういう数値でしかわからないと思いますので、というか、こういう数値ではつきりわかるといふか、ここまで整理したからには載せるべきだと思います。逆に載せないと100年後というのは言い切れるのですかという議論もあると思いますので、実際の対策はM7クラスを中心にやりますよということでもいいと思うのですけれども、参考で出した限りはここまで出すべきではないかと思います。

ただ、この間、私が申し上げたのは、都道府県別まで細かく出す必要はないのではないかという意見を申し上げたのですが、こういう全体の数字がせっかく出ているわけですから、整理されたものは出すべきだと思います。

○ ●● ありがとうございます。

出す場合はどういう出し方というか、表現というか、多分このあたりが問題になるというか、参考的な書き方でどこまでそういうふうにかけるか。出せば全部そちらがメインになって、それに対してどう政府として対応しているかという、そちらがメインになって、だけれども、一方で今日は先生いないけれども、●●たちのお考えも踏まえて、多分そこが一番大きな問題ではないかと思います。

●●、どうぞ。

○ ●● やはり時間軸はすごく大事だと思うので、当面の対策はマグニチュード7クラス。ただ、もう少し長い100年を考えればM8に対応することが必要だという説明が一番素直な説明ですし、マグニチュード8というのがすぐに起こるということではなく、100年というタームで対応していかなければいけないものだという説明をしていくということではないかと思います。

○ ●● ありがとうございます。

それでは、東京都、お願いします。

○東京都 まず出すべき出さないべきの前段階として、今回の大正関東型で出ているものは単純な再現モデルではないと理解しています。再現モデルであれば、なお念のため大正関東に当てはめたらこういう数字になりますという形の説明もできると思うのですけれども、今回は再現ではなくて、さらに大正関東よりも強い地震にしているのです、大正関東よりも強い地震にしたメッセージというか、その意味を明確にしていく必要があるのかなとまず1点目思います。

2点目ですけれども、モデル検討会が設定した部分は特に意見は言いようもないと思うのですけれども、被害想定の部分で大正関東の部分で例えば被服廠跡を被害者数の数字に入れるとか、幾つか新しい手法を用いている部分もあるのですけれども、今、例えば東京で大正関東型が起きたとしても、被服廠跡で大正関東のときは3万8,000人お亡くなりになっていますけれども、ああいったような一避難所が壊滅する事態は想定しがたい数字が入っています。そういったような想定しがたいような数値、係数を用いた被害数が出てきますと、恐らく自治体側は相当混乱するだろう。

例えばこれを横浜市さんは都道府県別すら出さないという話もありましたけれども、これが出れば最終的には都道府県別が求められるでしょうし、区市町村別も求められることになります。区市町村別にばらけさせることができないようなケースを用いたものを出したとしても、恐らく自治体側に相手にされないようなおそれも高いかなと。出し方を間違えたとむしろ自治体に相手にされない被害想定になるという危機感もはらんでいるのかなと思います。

大正関東型を出すにしても、用いている被害想定手法とか、その辺はもう少し精査した上でないと非常にリスクをはらんでいるかなと東京都としては考えます。

○ ●● ありがとうございます。

●●、お願いします。

○ ●● 私自身は大正関東についても、今後100年かけてこれにどう対応していくかというの1つのデータとして公表するのはよいと思っております。しかし、これが出るとM8の数字だけが新聞にどんと出るだろうというのは目に見えているので、あえて同じタイミングで出さなくてもいいのかなと思っています。年内にデータを出したいという方針は理解しているのですけれども、まずはM7のほうを地震動と被害想定で出していただいて、もう少しそれをみんな理解していただいた段階で、このM8とか逃げまどいとか、巨大なほ

うを丁寧に説明するほうが、一気に情報を与えられても国民も理解が難しいと思うので、段階的に出すというのもありなのかなと思っております。

○ ●● ありがとうございます。

後で M8 を出すと、何だ M8 があるじゃないかと。

○ ●● でもそれは切迫してはいないけれどもということで、地震動は全部同時に出して、M7 の被害も同時に出すけれども、M8 の被害については後から出すというの、南海トラフは地震津波と被害想定と経済被害で別々に出しているという前例があるので、その先例から今回同時に出したいということなのかわかりませんが、私はその先例にならうと何も一気に全部出さなくてもいいのではというふうに思っております。

○横浜市 後で出すとかえって混乱すると思います。前のは何だったんですかと。

○ ●● それでは、●●。

○ ●● 出し方が非常に難しいのは事実だと思うのですが、南海トラフみたいに過去にさかのぼっていくと連動して起きているとか、あるいは単発で起きているみたいだとか、そういうところまで南海トラフは言えるのですが、関東地震は先ほどの 1600 年以降のグラフを見ても、それ以前を見ても津波を起こしたような地震というのは百数十年から 300 年ぐらいの間隔で起きていますので、そういう順番だということが大前提の一方にあるのだと思うのです。ですから先ほどの年表といいたいでしょうか、例の時間軸の地震の置き方、グラフと、あれをまず最初に説明することと、それから、首都直下の直下型 7 クラスというのはどこで起きるかわからない。そのうち今回、東京湾北部ではなくて都心南部になったわけですが、これが区部に一番直結する地震として首都機能に与える影響も大きいんだということですが、ではほかは大丈夫なのかというと、決してそうではない。たくさん震源を設定して、想定したのです。

前回の首都直下の地震のときもそうだったと思うのですが、それをいわば何が起きるかわからないので、それぞれ自治体の備えというのは東京都心南部だけではありませんよという意味で資料 3-2 の 41 ページに直下の地震の震源、今回想定した 18 ぐらいの地震の最大震度を合せていって合成された図で、これが一発の地震で起きるわけではないのですが、どこで起きるかわからないという前提に立つと、それぞれの地域で今回の想定で最大震度というのはこれぐらいになるんですよという絵だと思うのです。ですから、災害対策を各自治体が考える上では、この図をきちんと読みとってくださいというのが私はメッセージだと思うのです。どこで起きるかわからないけれども、首都直下だけをやりませんでしたでなくて、どこで起きるかわからないということは、それぞれの地域で今回やったケースだけでもこれぐらいの震度になるエリアがあるんですよというメッセージだと思うのです。これを示した上で被害として一番量的、質的に大きな課題になるのが今回、都心南部ですということになると思うのです。

もう一つは、あえて都心南部に対する防災対策、あるいは不幸にしてそれが起きてしまった後の復興対策。それを経た後に関東大震災が起きれば全く違う被害状況になるはずな

のですが、今回行っているのは現状で東海地震（注：記録違い）が起きたときの被害想定をしているわけです。だから例えば直下地震がどこかで起きてしまうと、東京の震度は同じ震度でも被害の出方がかなり変わる可能性があるわけです。そういう意味でこれがまさに非常に現状での想定をしたものであって、長期的な目標にはなるけれども、今、備えるべき課題というものが直下の地震の対策なんだということをきちんと伝えることと、都心南部に備えるのではなくて、それぞれの地域の直下に対して備えてください。それはこの41ページの合成震度分布図というものがそのベースにあるんですということを丁寧に説明していくのではないかと思います。

もう一点、ちょっと私が気になったのは先ほどの政府の業務継続計画の1ページの右下のところ、より過酷な被害想定を要素を想定。これが何を意味しているのかなど。多分、都心南部をおっしやっているのだとは思いますが、これが一緒に出てしまうとより過酷な被害想定って、実際政府の対策は関東地震を前提に業務計画を考えているんですかという話が出てくるのだらうと思うのです。

○藤山（事務局）そこは言葉の使い方ですけども、被害想定ではなくて様相として、これは平均的で、今回の被害の様相は割と厳しめに、例えばどうなるかわからないところも相当厳しめに書いている。ただ、それは全体的な話であって、局所的に見た場合には例えばここで想定していないような地盤の変位があって、高速道路が使えなくなるだとか、例えば電力の供給ラインが想定したよりも長くストップしてしまうとか、それぞれの事業者の皆さんはこれはベースとして厳しめに設定しているのだけれども、それぞれ個別事象に対してこれでよしとしてはいけないよという中で、特に政府は例えば今もお約束がライフラインとの関係では1日で復旧しますということになっている。

○ ●● お聞きしているのは、M7かM8かというふうにとれるのではないかとということではないですか。

○ ●● ですから、3ページの業務内容で言うと、被災地域への対応という被災地域というのはどこをイメージしているのかということです。この関東地震ですと東京よりも神奈川が絶大な被害になるわけです。そうすると、東京を前提に考えていること以上に、物的な被害とか被災者対応というのは神奈川をどうするかという話になりますので、大分BCPを想定する前提が違ってきます。

今、御説明があったのは、震が関東あたりの被害をより過酷な状況を想定して考える。それはそうだと思うのですが、被災地域への対応の被災地域をどういうイメージでBCPを考えますかということもきちんと説明しておかないと、誤解されてしまうかなと思いました。

○藤山（事務局）わかりました。

○ ●● それでは、この部分については以上にしたいと思います。

今日ここで結論を出す問題ではなくて、12月10日、次回が最終回で、そこでおおよその意見をまとめることになると思いますので、各委員からいろいろな御意見が出ましたが、事務局のほうでそのことも含めて、今の取り扱いをどうするのかということを考えておい

ていただいて、次回、最終的にこの場でまた議論したいと思います。

それでは、次の議題ですが、今日の最後ということになります。最終報告の原案です。これを事務局から説明してもらって、残りの部分はこれの意見交換をしたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。

資料説明

○藤山（事務局） それでは、非公開資料3-1を御用意ください。

1枚めくっていただきまして目次構成ですけれども、何人かの委員の皆さんから全体的にこれまでのものにわかりづらいところがあるという御指摘をいただきました。特に被害想定のところも書いていたのですが、被害想定と首都中枢機能に対する被害想定みたいなものが混在していましたので、その辺のところはわかりにくいので第2章のほうに先ほどの各ライフラインその他の被害の様相を横串にして、代表的にここから1～5に掲げるものをピックアップして、被害の様相を被害想定として概要をここで述べております。

順番前後しますけれども、第1章の第2節に、先ほどのモデル検討会から示された地震の説明を長めに入れていますが、これまたここまで入れるかどうかというのはまた御意見をいただければと。

第3章が社会・経済への影響と課題ということで、目的意識を明確化する意味で、第1節で首都中枢機能への影響。第2節で巨大過密都市を襲う被害の様相と課題という形にしております。特に今回はその中で道路交通麻痺、右側にいきまして膨大な数の被災者の発生、物流機能の低下、電力供給の不安定化、情報の混乱、土地不足等に注目して、ここに記載しております。

それに対しまして、第4章として対策の方向性と各自の取り組みということで、第1節で対策の方向性。これを大きく2つに分けて事前防災と申しておりますけれども、被害の絶対量を減らすために、主には建築物あるいは各施設の耐震化の推進、火災対策等に触れております。

おさまりが悪いところもあるのですけれども、ここに首都中枢機能の継続性を確保するためのもとの備えとして、何をしておけばいいのかというところを入れております。また(4)にオリンピックを考慮して急いでこれをやりましょうというものを触れております。

2.で発災時の対応の備えとして、これはむしろ発災後を3つのフェーズに分けて、国の存亡に係る初動の部分でおおむね10時間。次のページにいきまして、命を救うということで発災からの初動対応。これはあくまで発災からということですので10時間後からということではありませんけれども、まず命を救うためにどういう備えをしておかなければいけないのか。(3)が初期対応以降と書いてございますけれども、生存者の生活あるいは復旧を考えてどういう備えをしておかなければいけないのか。

第2節は首都で生活する各人の取り組みということで、この前段の部分でも自助についてはいろんなところで触れてはおるのですけれども、ここは再掲という形で各個人の方々、企業の方々にも市の全体に貢献するために、こういうことを心がけてほしいということメッセージとしてもう一度ここで触れております。

第5章が過酷事象への対応ということで、1つ目が先ほど言いました基本形の被害の様相では、とんでもない事象まで触れてはおりますけれども、明確に意識していないところがありまして、こういうことが起こり得るということについてはここに掲げているもの。第2節はマグニチュード8クラスへの地震への対応ということで、長期スパンでどういうことをまず視点として考えなければいけないのかというものを触れております。

1枚めくっていただきますと、1ページ目が検討の経緯と報告の視点ということでございますけれども、この中段のところですが、本ワーキンググループは被害想定としてこれまでのように単に人的・物的被害等の定量的な想定をするだけでなく、防災・減災対策の検討に生かすことを主眼に置き、それぞれの被害が発生した場合の被災地の状況について時間経過を踏まえ、相互に関連して発生し得る事象に対して対策実施の困難性も含めてより現実的に想定した。本報告に示す対策の方向性は、被害の様相で示された新たな課題への対応の必要性を明確化するため、現行の首都直下地震対策大綱に示されているさまざまな施策は、今後とも継続的に取り組んでいくことを前提とし、広範な対策の記述とはせず、新たに検討した被害の様相から示された課題を中心に、特に困難性を伴う事項に関する対策について取りまとめたという形で、集中的に書かせていただいたということをここで述べております。

先般、この報告書は誰に向かって、どういう位置づけになるのかというお話がありました。これについては一番最後の45ページを見ていただきたいと思います。この首都直下ワーキンググループの最終報告は、中央防災会議の防災対策推進実行会議というところに報告がされます。それを受けまして政府の対応といたしまして、地震防災対策大綱の見直しをする格好で、ここに反映させる形になります。

また、先般、成立いたしました首都直下地震対策特別措置法に基づく基本計画というところにも重要事項がここに入ってくると思います。あと、具体的には首都直下地震防災戦略という形で各省庁、各自治体、指定公共機関等がそれぞれの計画あるいは施策・事業に反映させる。さまざまな広報活動、啓発活動を通じて民間企業の方々、団体、個人への対応をお願いするとともに、政府としてそういう活動に対してどういう支援が考えられるのかということを考えていくという形になる。これがこの反映の仕方ですけれども、また1ページ目に戻っていただきまして、ということで一義的には政府に対する提出ということになりますけれども、内容的には一番下の3行ですが、行政のみならず、個別の施設管理者や民間企業、地域、個人が防災・減災対策を検討する上で、備えるべきことを具体的に確認するための材料として活用されることを期待するものである。弱い打ち出しかもしれませんが、国民も含めてこれを活用していただきたいというメッセージをここで掲

げております。

長くなりますので、あとはざっといきますけれども、2ページ目が地震に対する内容についてです。先ほどのモデル検討会のサマリーを8ページ目まで書いております。

それを受けまして9ページ目、10ページ目で対策の対象とする地震ということで、南海トラフとの関連性を含めまして、これは前々回に御説明したものをここに書いておりました、特に10ページ目の(4)防災・減災対策の対象とする地震ということについて、つけ足しましたのが最後のなお書きの3行ですが、なお、防災・減災対策の検討の対象として都心南部直下地震を設定しているが、マグニチュード7クラスの地震はどこで起きるかわからないことから、このケースに限定することなく全ての地域での耐震化等の対策を講じる必要がある。これはこの表現でいいかどうかは別にして、先ほど●●からいただきました御意見を反映する形で、こういう表現をどこかに入れておかなければいけないだろうと思います。

11ページ目以降が被害の想定に関してで、これは被害の想定の内容ですので説明はいたしません。

17ページ目以降が、社会・経済への影響と課題というところでございます。

18ページ目に、経済中枢機能として資金決済機能、証券決済機能を書いてございます。

19ページ目に、企業活動等という形でまとめさせていただきました。前回までは、ここは企業の本社系機能だけを書いていたのですけれども、そういうことではなくて日本国全体に経済に及ぼす影響があるということで、事業活動全体ということを示す必要があろうかということで、ここに前回、被害想定として示した部分、影響が卸、小売で出てくる、あるいはサプライチェーンの寸断でこういう影響が出てくる。あるいは先ほど言いましたように二次的な波及というものが、こういう形で拡大していくということをここに掲げております。

第2節として巨大過密都市を襲う被害の様相と課題という形で道路渋滞、21ページ目以降が膨大な数の被災者の発生、物流機能の低下による物資不足、電力供給の不安定化。

23ページ、24ページに情報の混乱、復旧・復興のための土地不足等について書いております。

ここまでが被害の様相あるいは被害想定の部分でございます。

これに対しまして対策の方向性といたしまして、事前防災としてまず中枢機能の確保ということで、全体のバランスとして政府機能のところは厚くなっておりますけれども、⑤として金融決済機能の継続性の確保。これについては今、非常に強靱性の強いシステムを持っておりますので、プラスアルファでこれをしなさいというのはなかなか訓練等と書いてございますけれども、非常に現在も強いということ。それと企業の事業継続のための備えということで、サプライチェーン等についても書いておりますし、非常用電源等についても触れさせていただいています。

被害の絶対量を減らすという意味で建築物、施設等の耐震化の推進、28ページ目の火災

対策の推進、29 ページ目にオリンピック等について書いております。

2. として発災時の対応の備えということで、繰り返しになりますけれども、フェーズを3つに分けて書きましたということで、1番目が緊急事態の布告の話。情報発信の話が30 ページ。体制の構築は事前防災のほうに書くべきなのか、ここで書くべきなのかということなのですが、非常にここがまた先の状態になりますが、一応ここに書いてあります。あと、道路啓開と交通制御。31 ページ目が企業の事業継続性の確保。これも事前防災のほうとこちらのほうと両方書いてございますので、わかりづらい部分があるかと思えます。

首都高速道路の活用、発災からの初期対応として100時間、命を救うという事柄に関しては、1行目に一般的に人命救助で命を助けることができる時間は72時間と言われているけれども、全体的に考えて初期作動として命を救うということで、100時間という形で今回は書かせていただいております。

救命救助活動、災害時医療。33 ページ、34 ページのところで火災対策。ここは火災対策の備えとしては、要するに発災したときという切り分けて書いておりますので、情報の発信だとか初期消火、避難誘導などについてここで触れたらどうかということ。治安対策とデマ対策。初期対応以降ということで、生存者の生活の確保と復旧という事柄についてここで書いてございます。1番目として被災者への対応。35 ページ目が避難所不足の対策。計画停電の混乱の回避。物流低下機能対策。37 ページがガソリン等の供給対策。円滑な復旧・復興に向けた備えという形で掲げさせております。

繰り返しになりますが、第2節で首都で生活する各人の取り組みということで、これは再掲となるようなニュアンスでございますけれども、耐震化を進めたり、すぐには動かないでほしいというようなことがここに書いてあります。あと、備蓄を進めるということ。改めて企業にも備えをしてくださいということを書いています。

42 ページが過酷事象への対応ということで、海岸保全施設の沈下・損壊あるいは局所的な地盤変位による交通施設の被災、火力発電所の大規模な火災、コンテナ、コンビナート等について。

44 ページ目がマグニチュード8クラスへの対応といたしまして、津波に関しましてはマグニチュード7クラスはどのような地震を考えても、湾内自体は1メートル以下ということでございます。マグニチュード8クラスになりますと2メートルあるいは3メートル。今の津波防災施設の高さが3メートルぐらい確保してございますので、高さ的にはクリアしている部分はありますけれども、海岸保全施設の海側にいろんな施設が、例えばコンビナートを含めましてあるものがございますので、その揺れ対策についてはやっておかなければいけないという割り切りで頭の整理が必要になってまいります。一応、津波対策ということ。

これにつきましては当然、神奈川県さん、千葉県さんについては6メートルから8メートル、場所によってはそれが2倍、3倍の高さになることも局所的には考えられますので、

それを長いスパンをかけてでもこれから検討していく必要があるのではないかということ。あと、建物対策あるいはロングの交通網の確保、長周期地震動対策についても技術開発を含めて検討していく必要があるのではないかということをご触れております。

駆け足ではございますけれども、本来的に前もって委員の皆様方にはお送りできたらかったのですが、今日組みかえたものを初めてお出しすることになります。すぐに御意見をと言われても難しいかもしれませんが、それぞれ何か御意見をいただければと思います。また、最終回に向けましてまた後でお願いいたしますけれども、メール等でも結構ですので御意見をいただければと思っております。

以上です。

○ ●● 次回ですけれども、今日報告書の全体像を大分時間をかけて説明していただきましたので、次回最終回なので、先ほどまだ継続にしておりますマグニチュード8クラスの大正関東についてどういうふうに取り扱ってその被害想定を出すのかということと、それから、この報告書については今日も欠席の方がおられますけれども、一応読んでいただいたということを前提にして、変更点だけを次回はおっしゃってもらって、説明してもらって、それですぐ中身の議論に入れるようにしてもらおうと時間が効率的ではないかと思っております。よろしくお願ひします。

ということで、きょうは全体像についてはまたいろいろお読みいただきたいと思ひますけれども、とりあえずこの場で気がつかれたこと、あるいは最終の報告を取りまとめるに当たって、特に心得ておかなければいけないことがございましたらどうぞお出しをいただければと思ひます。

●●から願ひします。

審 議

○ ●● ありがとうございます。

1 ページの、一番最後のところ、活用されることを期待するものとしてではなく、活用されるものとして、私は意見を述べてきたつもりだったのですけれども、ほかの委員の先生方はいかがなのでしょう。期待するものとなると、この方針以外のことを考えてもよろしいというようにもとられかねないのではないかと。この方針に従って個々の地域に合わせた柔軟な取り組みをしてもらいたいということだったのですのではないかとずっと思ってきたのですが、期待という言葉を入れた理由があったのでしょうか。

○藤山（事務局） そこまで深く煮詰めた文章になっておりません。

○ ●● 御意見として承ってよろしいですね。

○藤山（事務局） もっと強く、俺たちの意見を聞けと。

○ ●● 民間からこうやって意見を出し合って決めた方針なので、これに基づいて一斉に各省でやってもらうほうがよろしいのではないかとと思ひますので、御検討願ひします。

○ ●● その点はよく検討しておいてください。

対象で個人とか民間の方々に言うことを最後に書いて、行政のみならずなので。

○藤山（事務局） 行政は当然聞くことが前提になっています。

○ ●● 行政は当然これでやってもらわなければ困るのですが、民間の方にこれでやれというあたりを多分、彼らは気にしているのだと思うのです。そこはよく検討してください。貴重な御意見です。

●●、お願いします。

○ ●● ありがとうございます。

私は 26 ページ、27 ページのあたりとか、40 ページのあたりで、動かないということをも基本的には木造密集地とか、そういうところは別としまして、この間の東日本大震災のことを見ましても、駅に殺到して自動車だけでなく人が動くことによる大きな問題というのはすごく顕在化したと思いますので、特に首都圏というのは昼間に起こった場合には動き始めると非常に大きな問題があるということで、動かないということをもっとメッセージとして出したほうがいいのではないかと。大丈夫ならそこにとどまる。

それから、先ほどから御説明がありましたけれども、当初の想定よりも長めに電車とかが動かない可能性も想定しているの、それに伴う企業での備蓄とか、そういったことについてももう少しメッセージを出す必要があるのではないかと考えています。この点、39 とか 40 ページのところには自動車利用の自粛ということでは書いてはあるのですが、もう少し人が動き始めてパニックになると非常にまずいわけで、特に首都圏の問題としてそのところを強調しておいたほうがいいのではないかと。備蓄もしっかり 1 週間なら 1 週間ということをもっとわかりやすく、家庭でも企業でもという形で出したほうがいいのではないかと思います。

○ ●● ありがとうございます。

次に●●、お願いします。

○ ●● 2点ありまして、まず最初に第3章のところをかなり書き込んでいただきまして、ありがとうございました。

対策のところを 26 ページの企業の事業継続のための備えという、この部分で今、経団連で来年 3 月までに向けてサプライチェーンを含めてどういうふうにするのかというベストプラクティスを集めてやっていますけれども、サプライチェーンについて少し企業によってどうしたらいいかわからないところがあるので、ガイドとしてこういうステップでどうか書き込んでいただければ助かるなということで、お話をしようと思います。

サプライチェーンのステップとして、第1段階として自社の情報の可視化ということで、自社の在庫とか、そういったものの可視化を行う。第2段階がパートナー情報の可視化。取引先を含めたサプライチェーンの強化を行って、リスク発生の可能性を低減するためにサプライヤー情報や代理店情報の可視化を行うというのが2点目。

3つ目が資源の戦略配置ということで、クリティカルな資源に余裕を持たせて安全在庫

の見直し、マルチサプライヤー化などを行う。

4 点目がサプライチェーンの再設計ということで、今度は想定リスクシナリオに基づいた製品プロジェクトの再設計を行う、あるいは製品の共通部品化、標準化を行う。

こういった4つのステップでこれから各企業にお願いしようと思っております、具体的にこの中で書き込んでいただくと指針として出てくるのではないかとということで、ひとつお願いしたいというのが1点目です。

あとは小さな話なのですが、36 ページの計画停電のところでは緊急性の高いデータセンターというものをに入れていただいております。これと同様に 37 ページのガソリン等の供給対策。この中で下から2つ目のところで避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上水道と書いてあります、ここに先ほど申し上げた緊急性の高いデータセンターも入れていただけないか。それによってガソリン等の供給対策に対しての優先度が上がるということですので、そこをぜひお願いしたい。この2点でございます。

○ ●● ありがとうございました。

ほかにもございますか。●●、お願いします。

○ ●● 大分整理してまとめていただいて、ありがとうございました。

その上でですけれども、21 ページの2 というところ。これは第2章、社会・経済への影響と課題というところなのですが、まずこの2のタイトルが被災者だけになっているのですけれども、被災者の定義というのはいくらかの損失を受けた者ということで、帰宅困難者とか避難者、あらかじめ、念のためというような人は狭い概念で言うと被災者ではないのです。そういう意味では膨大な数の避難者・被災者等の発生ということで、少し幅広に、先ほど●●からお話がありましたように、とにかく人がいっぱいいて、人が動き出して大混乱を起こすことが、最大のいわば二次災害を引き起こすんだというイメージが伝わるといいのかなと思います。

(2) のところに、頭に深刻な道路交通麻痺というのはまさに車の混乱の話ですけれども、これによってこうなるよという書き方にするのか、深刻な交通麻痺が発生するとこういう事態になるんだよということで、受け手にどういうふうに伝えるかということなのですが、交通麻痺をなるべく起こさないように、先ほど●●の意見で言うと、とにかく動かないでください。車もとめてくださいというような方向づけのある言葉で、影響と課題ですので、課題を少し示唆するほうがいいのかなと思うのが1点です。

29 ページのオリンピックですけれども、このオリンピックの3つ書いてあるのですが、1 番目のポツの後半、出火防止措置の対策は、まずは木造住宅密集市街地を対象としてというのは、かなり説明しないと、なぜこうなるのかという話が十分に伝わらないのではないかと。木造密集以外地でもできれば感震ブレイカー等を設置して、電気からの出火を防ぐというのは必要なことは間違いのないわけで、まずということの意味合いをもう少し説明していかないといけないのかなと思うというのが1点です。

2 番目のポツのインフラですけれども、特に今回低地埋立地等に主たる会場をつくり、

そこの地盤づくりというのが大きなオリンピックを考慮した取り組みだと思しますので、液状化の発生の可能性の高い地域でのインフラを強固なものにするということを少し特出ししておくべきではないか。さらに言えば、それがオリンピック後も臨海地域の財産として震災対策を、地震時の対応を支える基盤になるんだということがポイントかなと思しました。

3 番目ですが、38 ページの円滑な復旧・復興に向けた備えというところの一番最後に1つ加えておくべきかなと思っていますのは、今回、大規模災害復興法というものができて、初めて復興を正面に据えた法律ができたわけで、その中に都道府県知事が復興の方針をつくるとか、市町村が復興計画をつくるというようなことが明文化されたわけで、いわば復興法に迅速に対応するためにマニュアル等の事前の策定とか、あるいは図上訓練等を行っておくべきだ。この頭は首都の復興ほど急がれるものはないので、そういう意味では一刻も早く復旧・復興が展開できるように、事前に備えるべきことは備えておくべきだということを加えておいていただくことが首都直下らしいかなと思います。

4 番目、最後ですけれども、45 ページ、先ほどの位置づけで誰に読ませるかというところではたと思ったのですが、3つ目の○です。その一番下の指定公共機関というところには防災業務計画、これは災害対策法に基づく業務計画ですけれども、多分、指定公共機関もBCP 其他をつくることになるのだと思うのですが、そういう意味では個別の対策計画の中身にBCP も入っていると思いますので、そこを法的にどうなっているのか検討しなければいけないのかもしれませんが、BCP をぜひつくって対応していくべきだということを伝えていただければいいのではないかなと思いました。

○ ●● ありがとうございました。

それでは、東京都さんお願いします。

○東京都 別の部分についてはこれからまた読ませていただきたいと思います。

気づいた部分としては、定量的に被害想定を出した後、要はこの文書の中で定性的にこんなことが起きたらというふうに書いてある部分もあるのですけれども、定量と定性の使い分けをもう少し明らかにしてほしいというのが要望です。

1つの例としましては、例えば12ページのところに市街地火災の多発と延焼というものがございすけれども、ここで例えば2つ目のポツで、逃げまどい等が生じることで大量の人的被害が生じるおそれがあるというのが1万6,000人ということで、先ほど見させていただいた被害想定の数値と合っています。

さらにその後で追っていくと、21ページのあたりになると膨大な数の被災者の発生ということで、逃げまどいが生じることで大量の焼死者が発生するおそれがある。これが1万6,000人に加えてさらに発生するおそれがあるということで書かれているのか、あるいはもともと前に書かれたことの繰り返しなのか。もともと被害想定というのは、そのとおり数字がぴったり合うということではなくて、マックスの数字でもなければミニマムの数字でもないのですけれども、今回の被害想定の特徴としては幅を持たせて被害想定の数を出

しているので、そのあたり、もし幅を持たせる形で書くのであれば、もはや定性的な被害がふえるという部分はなくなってくると思うので、その被害想定の出し方と合せて記載の仕方、定量と定性どういうふうに使分けするか。

それから、今は市街地火災の例を挙げましたけれども、経済的被害の部分に関しましてはどこまでを経済的被害の算定の根拠にして、さらにそれ以上広がるおそれがあるものはどの部分でそういうふうにかかれていたのか、もう少しわかるようにしていただけたらなと思います。それが1点目の要望です。

2点目といたしましては、ライフラインとか何かの部分に関して、例えば13ページで上水道とか下水道、5割とか1割という話がございすけれども、この部分も揺れによって大分違ってくると思いますので、恐らく都心南部直下を前提に書かれていると思うのですが、若干関東大震災の揺れに引張られている部分もあるのかなと思います。このあたり、ライフライン事業者とは東京都もつき合いがございすので、この辺の数字をもう少し精査していただけたらという要望です。

○ ●● ありがとうございました。

●●、どうぞ。

○ ●● 非常に充実した最終報告になっていると思います。ありがとうございます。

その上で31ページの発災直後の対応、おおむね10時間の⑥の企業の事業継続性の確保のあたりなのですが、企業としてこうなさいということは書いてあるのですが、例えば業務地区のような企業群としてどうなさいというような、業務地区の共助の視点が余り入っていないのかなと思っております。特にターミナル駅の業務地区に関しては駅周辺の協議会が設立されていたりとか、都市再生法改正で駅周辺の都市安全確保計画づくりが現在進んでいたりしますので、そういった駅周辺とか業務地区の共助についてもっと推進していきなさいというような視点をもう少し入れていただけるといいのかなと思います。

○ ●● ありがとうございました。

それでは、●●、どうぞ。

○ ●● 今の●●のところは間違いなく企業としてやらなければいけないと思いますので、その中に入れていただければと思います。もう一つ、特に首都圏で被害が起きたときにマンションは免震になっているし、建物は大丈夫なのだけれども、生活必需品そのものが供給できなくなって自宅にとどまる人がかなり多いのではないかと思うのです。そういう人たちに対してどうするかということを入れておくことが必要ではないかと思います。

3.11のときに、避難所についてはITを使ってどんな方がお見えになるのか、あるいは水がどのくらいあるのかというサプライチェーンを可視化したシステムがありますが、例えばそういうものを入れて地域防災のグループがありますので、そういうところをつないで何らかの形で情報を集約できるようにしませんと、避難所だけの数を数えていたのでは恐らく首都圏の場合はその他のサプライといいますか、デマンド側がまず見られないので

はないかと思しますので、そこはぜひ加えていただければと思います。

○ ●● ほかにいかがですか。よろしいですか。

きょう各委員から今いろいろ御意見をいただきましたので、この場で回答というよりは、そちらのこれからまた次回に向けての作業をやられると思いますので、その中でぜひ取り入れられるものは取り入れる作業を行って、まとめて次回どういうふうにするか最終の仕上がりで議論したいと思います。

あと、例えば先ほど●●が御指摘された 29 ページの 1 行目なんかを読みますと、表現が火災による被害を根底的に減じる出火阻止の対策は、まずは木造住宅密集市街地云々と書いてあるけれども、もう少しわかりやすい一般の方がご覧になる文書なので、火災による被害を減じる出火防止策云々は、もう少しこなれた文章にしてもらおうと一般の方にもお伝えするという事なので、先ほど少し読んでいましたら随所に行政相手としか思えないようなところがあったので、そのあたりは工夫をしていただきたい。道路啓開って前に私も東日本大震災のときに岩手のほうへ行って道路啓開と言って、よく使っていたのですが、一般の方はわからなかったのです。それだったら道路交通の回復とか何か言わないとわかりませんかと言われたのですけれども、道路啓開というのも行政関係者しかわからないと思うので、全体を見てよく表現のほうも工夫していただきたいと思います。

それでは、今日の議事は以上この程度にしておきたいと思いますが、事務局から何かございますか。

閉 会

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。

今日の文章はこなれていなくて、昨晚までいろいろなところとがたがたやったところも含めて、この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。

ということで先ほどお願い申しましたけれども、まだまだこなれていない文章もございますし、書き切れていないところもあると思いますので、御意見をまた事務局にメール等で送っていただければ、なるべく早く反映した上で、次回は 12 月 10 日、10 時からこの会議室で予定をしております。なるべくその前にお送りをして、また読んでいただいた上でということを考えておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

資料の送付を希望される方は、封筒にお名前を書いていただければこちらのほうで送付させていただきます。

大変申しわけないですけれども、委員の皆様を信用していないわけではないのですが、先般から 300 兆円がどうのと地震のモデルが 8. 幾つなのかということでマスコミの方々が非常に注目をされています。なるべく早いうちにかためて、マスコミの方々にも大きな流れの説明を早い段階でしたいと思いますので、それまでのところは皆様方にもいろいろなところから問い合わせがあった場合には、事務局のほうに振っていただければと思います。

ということで会議後回収と書いておりました1枚紙と非公開資料3-2、マニアックな地震の規模が書いてあるやつですけれども、それは卓上に置いていただければ、2種類です。

本日はどうもありがとうございました。